

# 小規模事業所の事業主の方へ (お知らせ)

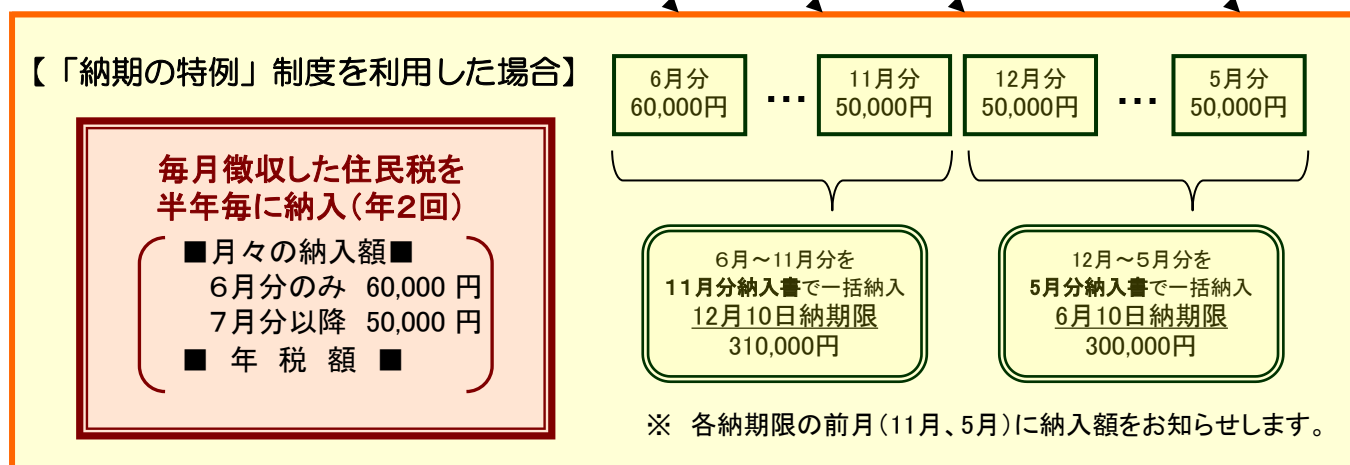


従業員の住民税を特別徴収(給与天引き)するのはいいけど、毎月納入するのが面倒です。どうにかありませんか??



小規模事業所<sup>(※1)</sup>であれば、「納期の特例」制度があります。承認を受ければ、毎月の納期を年2回に

※1 小規模事業所とは、給与の支払を受けている人が全体で常時10人未満(繁忙期を除く)の事業所をいいます。



何度も金融機関へ行く手間がないから、大変便利ですね!!!



申請書に必要事項を記入して、提出してください。  
条件<sup>(※2)</sup>を満たしていれば、申請した月から承認

※2 主な条件として、みよし市に滞納や著しい納入遅延がある場合は、承認することができません。

手続き等で不明な点がありましたら、従業員等がお住まいの各市町村(住民税担当課)へお問合せください。

【このチラシに関するお問合せ先】  
みよし市役所税務課  
電話 0561-32-8003(ダイヤル)  
FAX 0561-32-2585